

平成 24 年 岬町要綱第 13 号

岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会設置要綱

制 定 平成 21 年 8 月 1 日

最終改正 平成 24 年 10 月 1 日

(設置)

第 1 条 岬町における岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の円滑な計画の推進を図り、より効果的な進行管理等を行うため、岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、計画施策の推進に向け、必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項についての調査審議及び計画施策についての評価、見直しを行い、その結果を岬町長（以下「町長」という。）及び岬町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長及び会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉に関する活動を行う者
- (3) 公募する住民
- (4) その他町長及び会長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第 7 条 計画の策定、推進等に関する基礎的作業を円滑に進めるため、岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会の設置及び運営に関する事項は、町長及び会長が協議の上、別に定める。

(報償)

第 8 条 町長及び会長は、委員会に出席した委員及び作業部会を指導した学識経験者に報償金を支給することができる。

2 報償金の額及び負担等は、町長及び会長が協議の上、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉所管課及び岬町社会福祉協議会事務局が共同で行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長及び会長が協議の上定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

(最初の委員の任期に関する特例)

2 最初の委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。